

高潔性と専門家としての行動規範

従業員およびSGS利害関係者(ステークホルダー)の皆様へ、

「高潔であること」がSGSグループの事業の基本であり、それがグループ全体の活動に共通に織り込まれている。この「高潔性と専門家としての行動規範」はSGSグループ全ての取引における行動規範を明確にし、我々の日々の業務の指針とすることを目的としている。

この規範はSGSグループの全従業員に適用されるものであり、そして、合併事業のパートナー、代理人、仲介者、コンサルタント、下請け会社の方々にもこの規範に則った行動が求められる。この行動規範を遵守し、携えていくことは私たちの組織のあらゆるレベルにいる者の責務である。拡大解釈は許されず、行動規範に従った者や、違反の疑いのあることを報告した者が不利な扱いを受けることもない。

「高潔性と専門家としての行動規範」は国際的認定機関であるTransparency International and Social Accountability Internationalから出されている「収賄対策における事業の指針」の内容を反映している。しかし、我々の規範は我々の方法で、我々の価値基準を示したものである。それは、取締役会と業務評議会(Operations Council)に承認されているものである。定められた規範は実に平易な内容になっているが、万一、特定の状況において判断が難しい場合は、次の常識的な基本原理を適用する。

- * 法律違反であると分かっていること、および道徳に反すると思えることはしない。
- * 会社の財産を個人的な目的に使用しない。
- * 事業上の正当な目的を有しない取引はしない。
- * これから行おうとする取引や商慣行が衆人環視に耐えうるものかどうか自分に問いかけてみる。
- * 従業員に虚偽を求めるような事はしない。
- * もし、疑問に感じた場合は、アドバイスを求めること。

セルジオ・マルチオーネ
会長
Sergio Marchionne
Chairman of the Board

クリス・カーク
最高経営責任者
Chris Kirk
Chief Executive Officer

1. 誠実なサービス提供

我々のサービスはグループで承認された方法、業務手段、方針に正直に且つ完全に従い、専門家として、独立、公正な手段にて提供されるものである。ある分野において、有利な扱いを受けるなどの為に、我々の事業のある特定分野における顧客からの圧力に屈するという事はしない。

認知事項、および結果は全て正確に文書化され、不当に変更されてはならない。報告書や証明書はこのような結果や認知事項と、専門家から得られた意見を反映させたものである。

2. 公正な財務処理と会社帳簿類の保存

全ての取引は正しく、そして正確に記録されなければならない。全ての帳簿記載は善意の第三者により発行された真正な書面による裏付けが必要である。

全ての記録はグループの方針と適用される法律に従い保存されなければならない。

3. 利益相反

利益相反とはSGSグループの利益が自己の個人的な利益、または親戚、取引上の接点がある友人か、親しい友人の利益と相反する状況を言う。このような状況は、あなたの知らないうちに従業員の判断に影響を与えてしまうため、避けなければならない。公正さを欠くという印象を与えてしまうため、たとえ、単に利益相反のように見えるだけでも、そのような事は避けなければならない。

避けるべき利益相反の例は次の通り：

- SGSグループが直接または間接的に権益のある顧客にサービスを提供すること。
- SGSグループの事業を個人的に利用することや、会社の所有物、会社の資産を個人的目的に使用すること。
- SGSグループに雇用されているがために与えられる、直接または間接的なあらゆる種類の個人的便宜を受けること。ただし、社会通念上、許される範囲の贈り物や接待を除く。
- SGSグループのサプライヤー、顧客、競合他社の株式を得ること。ただし、公に取引されている株式であって重大な影響を及ぼさず、過度な依存とならない範囲で、この権益を報告する事により例外扱いとする。
- SGSグループのための職務ではなく、競合他社または、顧客のためにサービスを提供するか、そこに事務所を設けるか、いずれかの地位につくこと。
- 承諾なくSGSグループ以外に事務所を持つか、雇用されること。
- SGSとの取引を親戚と、または自己あるいは親戚が関係する組織と行うこと。
- 承諾なく親戚を雇い入れること。

4. 物品購入

サービス、物品の購入は、個人的な嗜好に基づいて契約を結ぶのではなく、競争原理を通して、最高の品質と最良の価格を得るため公明正大に透明性をもって行われなければならない。

出来る限り、ある程度重要性のある発注については適正な入札手続が行われるよう二人以上で検討し、決定されなければならない。

5. 不当便宜供与

不当便宜供与は直接的であろうと間接的であろうと認められず、受け入れられるものではない。

不当便宜供与とは、国または会社の決定、職務違反行為に影響を与えるためになされる便宜の供与である。それらは賄賂、贈り物、過度な接待、キックバックといった方法でなされる。政治献金も、それが公表されず、現地の法律に従わず、事前に承諾を取っていないのであれば、不当便宜供与に含まれる。

不当便宜供与は往々にして、代理人、仲介者、コンサルタントや第三者機関サービスを提供する契約先、合併事業のパートナーやサプライヤーによってもたらされる。したがって、我々は、不当便宜供与がなされるであろうと信じるに足る理由があるか、それを知っているような場合、このような相手とは取引をしない。さらに、資金の誤用を防ぐため、商品やサービスに対する全ての支払はそれを提供した当事者になされ、現金による支払いではなく、グループの方針に従った方法によってのみ支払われる。代理人、仲介者、コンサルタントに対する報酬は承認を取らなければならない。

贈り物、接待は必ず純粋な事業上の目的に関連するものでなければならない。取引の決定や行動に影響を与える意図を持って行われてはならないし、また、そのような意図を持っているかのように見えてもならない。社会通念上、そして法律上も許される範囲内で行われなければならない。

慈善事業への寄付行為、または催事のスポンサー提供については事前承認を得なければならない。

円滑化の為の支払いは、その受取人が明らかに裁量的な義務を負わない日常業務の実施を円滑にするため国によっては慣例的に通常の支払として行われている。円滑化の為の支払いは出来るだけ最小限にするか避けなければならないが、明らかにそれによって成果のある行動が得られ、適正に計上される場合のみ、円滑化の為の支払いを行うことができる。

6. 従業員との関係

SGSグループは安全且つ健康的で礼儀正しい職場と全従業員に対し公平な労働条件を提供することを約束する。人種、性別、性的指向性、国籍、身体的障害、年齢による差別や嫌がらせは許されるものではない。

全従業員は同僚の従業員に敬意を払うことを求められる。そして、セクシャルハラスメントやいじめは職場環境としては有り得ないことであり、受け入れ難いことである。従業員は同僚、部下、上司に対し、オープンでかつ、信頼に足りうる人でなければならない。

7. 適正な競争

我々は自由市場経済の良さも、企業リソースを割り当てる適正な方法としての競争原理の良さも認知している。我々は自由競争に適用される法律の範囲内で公明正大に競い合うことを承知している。

我々は競合他社と市場の分け方、および価格について協議、または合意に至ることは決してない。競争に関する情報の交換も行わない。

我々は、競合他社や競合他社のサービス、第三者について言及することも含むマーケティング活動を信頼に足り、騙すことなく、誤解させることなく、誤解を招くようなこともない方法で行う。私たちはSGSについて適正に表現し、私たちのネットワークや関係者、保有資産、提供サービスについて公表する情報は正確で曖昧な点のないものであることを保証する。

8. 法令の遵守

我々は事業を行っている国の法律を完全に遵守することを誓約する。各従業員は、必要な法律上の助言を得る責任と、法律を遵守する責任を負う。

9. インサイダー取引

もし、その情報が公になった場合、SGSの株価やデリバティブに多大な影響を及ぼす未公開極秘情報を知り得る立場にある全ての従業員は、SGS SAによって発行された株式の取引を行ってはならない。第三者にそのような極秘情報を開示することも行ってはならない。

10. 機密保持

透明性とオープンな環境はSGSグループにおける基本である。ある状況において、その基本姿勢は職務上の判断とバランスを保たなければならない。実際、我々の顧客、パートナー、職員、または私たち自身の事業における権利を保護するため、情報内容によりその機密性は守らなければならない。このような情報とは、公開されていない情報と極秘として扱う次のような情報である。

- 顧客、市場、財務データ、業務手法や工程の詳細情報を含むSGSグループの事業に関係する情報
- 第三者から極秘情報としての取扱義務を負って与えられた情報
- 従業員の個人データに関する情報

このような極秘情報を他者に漏らしてはならず、個人的な用途にも使用してはならない。事業・業務遂行上、SGSの事業に関する極秘情報が取引先等に開示されなければならない時でも、あらゆる手段を講じて、その他の第三者に対する極秘性を守らなければならない。他者に関する極秘情報はその情報に関係する人、または当事者の承認を得た場合のみ開示されるものである。

11. 実行

SGSの「高潔性と専門家としての行動規範」はSGS SAの取締役会によって発行されたもので、取締役会は必要に応じ実行規則を作成、配布する。「専門家としての行動規範委員会」(The Professional Conduct Committee)はこの規範の実行を監督し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが調整し、経営陣や従業員に対してガイダンスを行う。

各従業員はそれぞれの行動において、この規範を遵守する責任を負う。全ての従業員はこの規範についての情報が与えられ、高潔であるということについてのトレーニングを受けることになる。

この行動規範の下に行われる報告、承認又は、アドバイスの要請はチーフ・コンプライアンス・オフィサー宛とする。この行動規範に抵触する疑いや、第三者からの要請、不当便宜供与の申し出についてはチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告するか、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告する依頼を付して他の経営陣に報告しなければならない。この行動規範に抵触せず、悪意または不誠実な行為によるものでなければ、できうる限り、我々はどのような形の報復からも従業員を保護し、そして、依頼により従業員の個人情報情報を極秘扱いとする。

従業員はチーフ・コンプライアンス・オフィサーに対し、またはチーフ・コンプライアンス・オフィサーに届くよう他の経営陣を通じて、いつでも、この行動規範の実施について提案することができる。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーには郵便、電話、ファックス、Eメール、ホットラインを使って連絡することができる。

Office of the Chief Compliance Officer

SGS Group Management Ltd

1, Place des Alpes

P.O. Box 2152

CH - 1201 Geneva

Switzerland

Tel.: +41 22 739 91 00

Fax : +41 22 739 98 78

e-mail: compliance@sgs.com

Hotline : + 888 475 6847

ホットラインについての詳細はウェブサイトwww.sgs.comを参照のこと。

SGSの従業員でない方々は、適当と思われるこれらの連絡先詳細情報をご利用ください。